

処分基準整理票

| | | | |
|-----------|---|-------------|-------|
| 処分の内容 | 防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置 | | |
| 根拠法令及び条項 | 消防法第5条第1項 | | |
| 処分基準 | <input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当） | | |
| | 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当） | | |
| | 【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 処分基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない。 [防火対象物についての所要措置の命令] 第五条 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合には、権原を有する関係者（特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者）に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。ただし、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないものについては、この限りでない。 | | |
| 処分基準設定年月日 | 令和6年 3月21日 | 処分基準最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 所管部署 | 消防本部 消防課 | | |
| 備考 | 基準の認定に当たっては、事案ごとに周囲の事情を勘案して、具体的な危険又は支障について判断しなければならないため、処分基準を設定することが困難である。 | | |

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。